

平成29年 第37回
美幌町農業委員会総会議事録

平成29年4月14日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1 開催日時 平成29年4月14日(金) 午後1時30分から午後2時06分

2 開催場所 美幌町議会議事堂

3 出席委員は次のとおりである。(19人)

振興副部長	1番 佐藤 澄義君		2番 根塚 信義君
	3番 小林 勝義君		4番 西島 和一君
	5番 山谷 朋之君	農地副部長	6番 池端 利博君
	7番 日並 寛陽君		8番 名古屋 繁雄君
	9番 大西 政雄君		10番 日下 優君
振興部長	11番 秋山 稔君		12番 東 砂裕理君
	13番 影山 秀樹君		14番 加藤 安弘君
農地部長	15番 白石 愛君		16番 松本 訓宜君
	17番 千葉 正美君	会長職務代理	18番 風間 昇君
会長	19番 鈴木 幸往君		

4 農業員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	酒井 祐二君	総務担当主査	佐々木 鑑仁君
総務担当	中谷 賢司君	臨時生	寺田 裕子君

議事日程

平成29年 第37回美幌町農業委員会総会

平成29年4月14日 午後1時30分 開会

日程第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日程第 2		諸般の報告について
日程第 3		会期の決定について
日程第 4		会務報告について
日程第 5	報告第66号	第16回農地部会会議結果報告について
日程第 6	報告第67号	第13回農地部会会議結果報告について
日程第 7	報告第68号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 8	議案第123号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第 9	議案第124号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 10	議案第125号	現況証明願について

議長	ご苦労さまです。
事務局長	本日の出席委員は19名です。定足数に達しており、総会は成立していますので、ただいまより平成29年第37回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては、美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、議事進行につきましては、鈴木会長にお願い致します。
議長	これより議事に入ります。
議長	<p>日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により、議長において指名致します。</p> <p>議事録署名委員は、議席番号5番 山谷委員、同じく議席番号6番 池端委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の佐々木総務担当主査と中谷総務担当を指名致します。</p>
議長	日程第2、「諸般の報告について」は、事務局長より報告させます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件は、お手元に配布しております議事日程のとおり、報告3件、議案3件となっております。朗読については、省略をさせていただきます。以上で、諸般の報告を終わります。
議長	<p>日程第3、「会期の決定について」は、付議案件数から見て、本日1日間と致したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議長	日程第4、「会務報告について」は議案書2ページに記載のとおりであります。この中で、3月22日札幌市で開催の「北海道農業会議第82回総会」について報告いたします。
議長	<p>今回の総会は、平成29年度の事業計画と収支予算等の案件が審議され、いずれも原案どおり承認決定されました。</p> <p>また、総会の前段に「全国農業新聞」普及推進活動表彰が行われ、当町農業委員会は、委員数19人に対し、平均購読数約78部で普及倍率4.1との実績から、昨年に引き続き「購読維持活動奨励賞」を受賞しました。</p> <p>なお、会議の資料につきましては、事務局に保管してありますので、必要があればご覧いただきたいと存じます。</p>
議長	<p>何かご質問ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	ないようですので、「会務報告について」は、承認することに決定いたします。
議長	日程第5、報告第66号「第16回振興部会会議結果報告について」を議題と致します。部会長の報告をお願いします。

振興部会長	<p>第16回振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。平成29年3月27日。美幌町農業委員会 振興部会長 秋山稔。美幌町農業委員会 会長 鈴木幸往様。記。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 案件 (1)平成28年度振興部会所掌事務報告について (2)平成29年度美幌町農業委員会総会日程について 2. 開催日時 平成29年3月27日(月) 午後4時00分から午後4時20分 3. 開催場所 別館会議室 4. 出席者 私他計7名、事務局:中谷総務担当 5. 会議結果につきましては、事務局よりお願いします。
総務担当	<p>それでは、会議結果についてご説明致します。(1)平成28年度振興部会所掌事務報告につきまして、平成28年度の振興部会の主な活動についての報告を記載しておりまして、こちらにつきましては提案どおり承認されております。(2)平成29年度美幌町農業委員会総会日程につきまして平成29年4月から平成30年3月までの総会の日程につきまして提案をいたしまして、こちらも提案どおり承認されております。以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第66号「第16回振興部会会議結果報告について」は承認することに決定致します。</p>
議長	<p>日程第6 報告第67号「第13回農地部会会議結果報告について」を議題といたします。部会長の報告をお願いします。</p>
農地部会長	<p>第13回農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。平成29年3月27日。美幌町農業委員会 農地部会長 白石愛。美幌町農業委員会 会長 鈴木幸往様。記。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 案件 (1)平成28年度農地部会事業報告について (2)平成29年度農地部会事業計画案について 2. 開催日時 平成29年3月27日(月) 午後4時00分から午後4時25分 3. 開催場所 議会委員室 4. 出席者 私他計9名、鈴木会長、事務局:佐々木総務担当主査 5. 会議結果につきましては、事務局よりお願いします。
総務担当主査	<p>農地部会の開催結果についてご報告致します。議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。なお、参考資料は4ページから11ページとなっております。(1)平成28年度農地部会事業報告につきましては参考資料4ページから6ページ、及び9ページから11ページに記載のとおり承認されております。(2)平成29年度農地部会事業計画案につきましては、参考資料7ページから8ページに記載のとおり承認されております。以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第67号第13回農地部会会議結果報告につきましては承認することに決定致します。</p>
議長	<p>報告第65号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、承認することに決定致します。</p>

議長	<p>日程第7、報告第68号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。</p> <p>内容番号69号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号69号についてご説明いたします。本件は、農用地利用集積計画により賃貸していた土地を賃借人が経営移譲するため合意解約したものでございます。賃貸人は公益財団法人 北海道農業公社、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計26,641㎡、契約期間は平成26年11月26日から平成31年9月25日まで、平成29年3月23日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。以上、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号69号は承認することにいたします。</p> <p>内容番号70号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号70号についてご説明致します。本件は、美幌町が美幌峠牧場を管理する必要があることから、農地法3条により賃貸していた土地の一部を合意解約したものでございます。賃貸人は美幌町長 土谷耕治、賃借人は〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計57,000㎡、契約期間は平成25年5月1日から平成28年3月31日まで、平成29年3月31日に合意解約並びに土地の引き渡しを行ったものでございます。尚、契約期間に関しましてはですが、こちらは農地法3条の場合、双方に特段のものがない場合は3年間の延長という形になっておりますので、契約期間は現在は平成28年4月1日から平成31年3月31日までということでございます。議案の説明については以上でございます。</p>
議長	<p>内容番号70号につきまして何かご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号70号は承認することにいたします。</p>
議長	<p>報告第68号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」は承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程第8、</p> <p>議案第123号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画案の決定について」を議題といたします。</p> <p>内容番号278号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号278号についてご説明いたします。参考資料は14項をご覧願います。</p> <p>本件は先の報告第68号、内容番号69号で合意解約した案件で、経営移譲に伴う借受者の変更です。利用権の設定をする者は、公益財団法人 北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は26,641㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、契約期間は平成29年4月17日から平成31年9月25日までの3年間、利用調整日は平成29年3月23日でございます。以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。</p>

6番	<p>内容番号278号につきましては、只今事務局説明のとおりでございます。この案件は、〇〇の〇〇さんが息子の〇〇さんに経営移譲したため、農業公社から賃貸している農地の借受人を〇〇さんへ変更するものです。</p> <p>〇〇さんは、家族3人で畑作三品の他豆類を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号278号は適当と認めます。 内容番号279号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号279号についてご説明いたします。参考資料は15項をご覧願います。本件は、契約期間満了に伴う再貸付案件です。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他 計5筆。面積は合計42,774㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年5月1日から平成34年4月30日までの5年間でございます。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。</p>
8番	<p>内容番号279号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは、家族3人で意欲的に営農されておりますので、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号279号は適当と認めます。 内容番号280号から281号は関連がございますので、一括上程致します。</p>
総務担当	<p>内容番号280号から281号について一括ご説明いたします。参考資料は16ページと17ページをご覧願います。本件も、貸付期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さんでございます。賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は平成29年5月1日から平成39年4月30日までの10年間、利用調整日は平成29年4月7日でございます。まず内容番号280号についてですが、利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計25,247㎡でございます。次に内容番号281号についてですが、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は5,255㎡でございます。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。</p>
12番	<p>内容番号280号及び281号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で双方の意見を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。〇〇さんは家族2人で大豆他畑作3品の他大豆、人参等を作付され、〇〇さんは家族2人で畑作3品の他小豆菜豆等を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしくお願いたします。</p>

議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号280号から281号は適当と認めます。 内容番号282号。
総務担当	内容番号282号についてご説明いたします。参考資料は18ページをご覧ください。本件も、貸付期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は、〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇、面積は5,940㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は、平成29年5月1日から平成34年4月30日までの5年間、利用調整日は平成29年4月7日でございます。 以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。
4番	内容番号282号につきましては、只今事務局説明のとおりです。 この案件は、貸付期間満了に伴う再契約案件で、双方の意向を確認したところ、前回と同じ条件で再貸付となったものです。 〇〇さんは、家族3人で、畑作3品や菜豆を作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしく申し上げます。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号276号は適当と認めます。 内容番号277号。
総務担当	内容番号277号についてご説明いたします。参考資料は15ページをご覧ください。本件は、本年1月総会で農業公社へ売買した案件で、2月に所有権移転登記が完了したことから、今月より貸し付けするものでございます。 利用権の設定をする者は、公益財団法人 北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計45,603㎡、賃貸料は議案記載のとおりで、賃貸期間は、平成29年3月28日から平成34年1月21日までの5年間、利用調整日は平成29年3月7日でございます。 以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては、担当委員さんよりお願い致します。
15番	内容番号277号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんと〇〇の〇〇さんが農業公社へ売買した農地を、〇〇の〇〇さんが公社貸付事業5年で借り受けするものです。 〇〇さんは、家族2人で畑作三品などを作付され、意欲的に営農されておりますので、よろしく申し上げます。
議長	ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、内容番号277号は適当と認めます。 議案第119号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。

議長	<p>日程第8、議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>内容番号131号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号131号についてご説明いたします。参考資料は18ページをご覧ください。</p> <p>本件は、経営移譲に伴う使用貸借案件です。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番他 計〇〇筆、面積は合計130,070㎡、申請理由は使用貸借、貸借期間は許可日から10年間、権利の種別は使用貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。</p> <p>参考資料19ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願いいたします。</p>
17番	<p>内容番号131号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんが経営移譲することになったため、息子の〇〇さんへ使用貸借するものです。〇〇さんは、家族3人で、小麦、甜菜、豆類などを作付され、意欲的に営農されております。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを、3月8日に名古屋委員と確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号131号は適当と認めます。</p> <p>内容番号132号。</p>
総務担当主査	<p>内容番号132号についてご説明いたします。参考資料は20ページをご覧ください。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計39,637㎡、申請理由は貸貸借、賃貸価格は議案記載のとおりで、権利の種別は貸貸借権でございます。</p> <p>以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。</p> <p>参考資料21ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願いいたします。</p>
3番	<p>内容番号132号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんの所有農地を、〇〇へ賃貸借するものです。〇〇さんは、従業員3人で法人化し、小麦、玉ねぎなどを作付され、意欲的に営農されております。</p> <p>なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを、3月13日に影山委員と確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号132号は適当と認めます。</p> <p>内容番号133号から134号までは関連がございますので、一括上程致します。</p>

総務担当主査

内容番号133号から134号までを一括ご説明いたします。参考資料は22ページと24ページをご覧ください。

借受人及び譲受人は〇〇の〇〇さんで、賃貸価格及び売買価格は議案記載のとおりです。

まず内容番号133号についてですが、貸付人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計76,370㎡、申請理由は賃貸借、権利の種別は賃貸借権でございます。

次に内容番号134号についてですが、譲渡人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇他 計〇〇筆、面積は合計49,765㎡、申請理由は売買、権利の種別は所有権でございます。

以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。

参考資料23ページと25ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願いいたします。

13番

内容番号133号と134号につきましては、只今事務局説明のとおりです。

この案件は、〇〇の〇〇さんが〇〇の〇〇さん所有農地の賃貸借と、〇〇の〇〇さん所有農地を買入するものです。

〇〇さんは、従業員5人で法人化し、小麦、馬鈴薯、甜菜などを作付され、意欲的に営農されております。

なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項の各号要件に該当しないことを、3月13日に小林委員と確認しておりますので、よろしくお願いたします。

議長

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

ご異議なしと認め、内容番号133号から134号は適当と認めます。

議案第120号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定致します。

議長

日程第9、議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号8号。

総務担当主査

内容番号8号についてご説明いたします。参考資料は27ページをご覧ください。本件は、先の報告第65号、内容番号68号で合意解約した農用地のうち、農家住宅建設のため農地法第5条による農地転用を行うものでございます。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。申請地は〇〇番〇〇、面積は749.98㎡、農地区分は農業振興地域農用地区域内、第1種農地でございます。転用目的は、農家住宅建築で、計画の概要は土地の造成に係る面積が749.98㎡、住宅76.18㎡、通路等673.80㎡、工事期間は許可日から平成29年9月30日までを予定しています。

その他の内容につきましては、確認委員さんよりお願いいたします。

17番

内容番号8号につきましては、只今事務局説明のとおりです。この案件は、〇〇の〇〇さんが借受している〇〇さん所有農地の一部を、農家住宅建設のために転用するものです。申請地は、他の農地への影響が少ない場所を選定しており、やむを得ないものであると、3月16日に根塚委員と確認しておりますので、よろしくお願いたします。

議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号8号は適当と認めます。</p> <p>議案第121号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、申請どおり適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>日程第10、議案第122号「美幌町農地移動適正化あっせん事業実施要領に規定する地区別土地評定価格の見直しについて」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>議案第122号についてご説明いたします。「美幌町農地移動適正化あっせん事業実施要領に規定する地区別土地評定価格の見直しについて」。美幌町農地移動適正化あっせん事業実施要領第8の2(2)に規定する地区別土地評定価格は、下記の理由により据え置くこととする。記。理由のひとつ目として地区内での売買実例価格が一部下降傾向にあるが、土地評定の適正運用を実施することで土地評定価格を据え置くことが可能である。ふたつ目として、評定価格の引き下げによる担保評価への影響が懸念されるためでございます。15ページ地区別土地評定価格一覧表の評定基準価格は現行のままとし、附則のみ平成29年4月1日から適用する。(据置)を追加するものです。説明は以上です。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、議案第122号「美幌町農地移動適正化あっせん事業実施要領に規定する地区別土地評定価格の見直しについて」は、適当と認めることに決定致します。</p>
議長	<p>日程第11、協議第15号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題と致します。</p>
総務担当主査	<p>協議第15号についてご説明いたします。参考資料は29ページ及び30ページをご覧ください。本件は、3月15日付けで美幌町長から、町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、農業振興地域整備計画の変更を行うため、意見を求められたもので、除外が1件、用途区分変更が1件ございます。</p> <p>まず除外1ですが、転用申請者及び土地所有者は、〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇、面積は482㎡でございます。なお、この場所につきましては、現況が宅地となっているため、農地転用は必要ありません。</p> <p>次に用途区分変更1ですが、転用申請者及び土地所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は、〇〇番〇〇内他 計〇〇筆、面積は合計662.30㎡、事業目的は農舎建設のためでございます。なお、この場所の農地転用申請につきましては、現在まだ積雪により現地が確認できないことから、雪解け後に申請することで協議しております。</p> <p>今後の予定ですが、総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、協議第15号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定いたします。</p>

議長

以上で全議案の審議を終了致しました。
これもちまして、第36回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

(ブザー)

議長

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時06分